「農泊」の推進

<対策のポイント>

「農泊」を持続的なビジネスとして実施できる地域を創出し、都市と農山漁村との交流や増大するインバウンド需要の呼び込みを促進することで農山漁村 の所得向上と地域の活性化を図るため、地域による実施体制の整備や観光コンテンツの磨き上げ、滞在施設等の整備等を一体的に支援するとともに、戦略 的な国内外へのプロモーションや地域が抱える課題解決のための専門家派遣等を支援します。

く政策目標>

- 都市と農山漁村の交流人口の増加(1,450万人[令和2年度まで])
- 「農泊」をビジネスとして実施できる体制を持った地域の創出(500地域 [令和2年まで])

く事業の内容>

1. 農泊推進事業

○ 国内外の旅行者の農山漁村地域への呼び込みを促進し、地域の活性化を図る ため、農泊の推進体制構築や魅力ある観光コンテンツの磨き上げ、インバウンド 受入環境の整備、専門人材の確保、農家民泊の農家民宿への転換等を支援

2. 施設整備事業

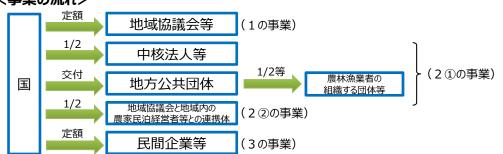
- ※ 地域活性化対策も一部活用し支援
- ① 古民家等を活用した滞在施設や体験・交流施設、活件化計画に基づき農泊に 取り組む地域への集客力を高めるための農産物販売施設など、農泊を推進する ために必要となる施設の整備を支援(市町村・中核法人実施型)
- ② 地域内で営まれている宿泊施設の質の向上のため、インバウンドを含む個人旅行 者等の多様なニーズに合わせた宿泊施設の改修を支援

 (農家民泊経営者等 実施型)

3. 広域ネットワーク推進事業

○ デジタル情報を活用した戦略的な国内外へのプロモーションや大規模展示会へ の出展・商談会の開催、農泊を推進する上での課題を抱える地域に対し、ワンス トップで課題に応じた専門家派遣・指導を行う取組等を支援 ※下線部は拡充内容

<事業の流れ>



く事業イメージン

【1の事業】

- **事業実施主体** 地域協議会、地域協議会の連合体、DMO等
- 事業期間 2年間等 ○交付率 定額(上限500万円/年等)







活用したメニュー作り

【2①の事業】

- 事業実施主体 市町村、地域協議会の中核法人等
- 事業期間 2年間 ○交付率 1/2 (上限2,500万円、5,000万円、1億円)

(活性化計画に基づく事業)

- 事業実施主体 都道府県、市町村、農林漁業者の 組織する団体等
- 事業期間 原則3年間 ○交付率 1/2等

【2②の事業】



- 事業実施主体 地域協議会と地域内の農家民泊経営者等との連携体
- 事業期間 1年間 ○交付率 1/2 (上限1,000万円/経営者、5,000万円/地域)

【3の事業】

- 事業実施主体 民間企業、都道府県等
- 事業期間 1年間
- 交付率 定額



課題に応じた専門家の派遣・指導

[お問い合わせ先] 農村振興局都市農村交流課(03-3502-5946)